

令和 4 年度

**茂原市農業集落排水事業
法適用基本方針**

【概 要 版】

令和 5 年 3 月

茂原市 經濟環境部 農政課

目 次

1.	はじめに.....	1
2.	茂原市の農業集落排水事業.....	2
2-1.	茂原市の農業集落排水事業の概要.....	2
2-2.	経営の状況.....	2
2-3.	老朽化の状況.....	2
2-4.	全体総括.....	3
3.	公営企業とは.....	4
3-1.	地方公営企業とは.....	4
3-2.	地方公営企業法とは.....	4
3-3.	地方公営企業を取り巻く環境の変化.....	4
3-4.	財務規定等の適用範囲の拡大の意義.....	4
4.	法適用化の基本方針検討.....	5
4-1.	地方公営企業法適用の効果.....	5
4-2.	対象事業.....	5
4-3.	法適用の範囲.....	6
4-4.	茂原市における法適用範囲等.....	6
4-5.	会計管理者への事務委任について.....	7
5.	固定資産調査・整理.....	8
5-1.	茂原市における資産整理手法.....	8
5-2.	資産の整理の単位について.....	8
6.	法適用化準備の課題整理.....	9
6-1.	他部局との調整事項.....	9
6-2.	予算編成に伴う調整事項.....	9
6-3.	システム導入に伴う調整事項.....	9
6-4.	打切決算に伴う調整事項.....	10
6-5.	金融機関・税務署との調整事項.....	10
6-6.	制定・改正を要する条例・規則等の把握.....	11
7.	職員研修方針の検討.....	11
8.	業務工程計画の策定.....	11

1. はじめに

農業集落排水を含む広義の下水道事業は、資産規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供していることから、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少等に伴う使用料収入の減少が見込まれる状況においても安定的・将来的なサービスを提供しなければなりません。このため、中長期的な視点に基づく計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められており、公営企業会計を適用することによる貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じた、自らの経営・資産等の正確な把握が必要となります。

そして、これら経営・資産等の正確な把握をするためには、事業の会計方式を従来の現金主義・単式簿記の官庁会計方式に代えて、発生主義・複式簿記の企業会計方式で行う必要があります。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）は、以上のような問題を解決するために企業性の高い特定の事業に対して制定された法律で、この法律を適用することでより効率的・機動的な事業運営ができるようになります。

この基本方針は、茂原市の農業集落排水事業に対し、地方公営企業法を適用（以下「法適用」という。）する上で必要となる法適用の範囲及び固定資産の評価方法等について検討を行い、茂原市の農業集落排水事業の法適用を円滑に進めるための基本的な方向性を取りまとめることを目的としています。図 1-1 に本基本方針の位置付けを示します。

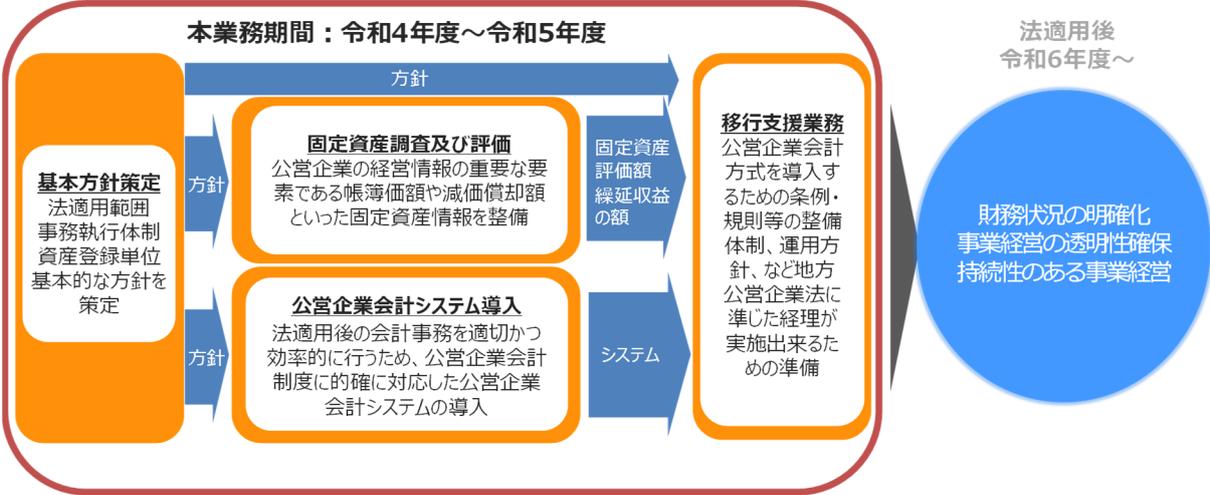


図 1-1. 基本方針の位置づけ

2. 茂原市の農業集落排水事業

2-1. 茂原市の農業集落排水事業の概要

現在、茂原市の汚水処理は公共下水道事業及び農業集落排水事業の2事業で行っています。なお、既に公共下水道事業は、平成31年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用しています。農業集落排水事業は平成9年4月1日に供用開始が行われており、処理区域内人口密度は、597.89人/km²であり、処理区は4処理区あります。また、茂原市が保有する農業集落排水施設は管路施設99km、処理施設3か所、中継ポンプ場3か所となっています。

2-2. 経営の状況

茂原市の農業集落排水事業は、類似団体と比較すると、経営の健全性及び効率性について、企業債残高対事業規模比率及び汚水処理原価がやや高くなっていますが、この要因として、元利償還金が多いことや、施設の老朽化に伴う修繕料の増加、人口減少や節水型機器の普及による使用料収入の減等が挙げられます。また、汚水処理原価が同規模の他都市と比較して高くなっていることもあり、収益的収支比率は65%~70%程度で、経費回収率は60%~62%程度で推移しており、経営状況は厳しいものとなっています。

元利償還金のピークの予定は令和4年度となっていますが、電気料金の高騰に加え、施設の修繕費等は今後も上がり続けていくことから、汚水処理原価がさらに高くなり、収益的収支比率及び経費回収率も悪化することが予想されます。

また、今後の使用料収入については、水洗化率も高いことから、大幅な収入増は見込めない状況にあります。

使用料金の改定については、平成18年度に約30%アップしており、令和2年度の使用料単価は約222円と高水準であり、上水道・公共下水道、他市町村との整合性の観点から見送ってきましたが、今後の経営状況によっては検討が必要と考えられます。

維持管理については、既に処理施設の維持管理について民間委託を実施していますが、より効率的なコストの節減合理化を推進する上で、包括的民間委託等の導入を検討する必要があります。

※経営比較分析表（令和3年度決算）を一部加筆・修正

2-3. 老朽化の状況

農業集落排水施設は供用開始から18~25年経過しており、施設の老朽化、劣化の進行が見られる状態です。真空式管路について、管渠更新等は行っていないため管渠改善率は0となっていますが、宅内接続に使用されている真空弁の老朽化及び付属材料（ACコントローラ等）の故障が増加しているため、更新を進めているところです。また、汚水処理施設では、流入汚水より硫化水素が発生し、前処理部の被覆工、鉄筋コンクリート等に影響が出ているため、対策が必要となっています。その他機器類においても、全体的に老朽化が見られる状態となっています。

※経営比較分析表（令和3年度決算）を一部修正

2-4. 全体総括

経営改善のため、今後も引き続き広報や巡回活動により、未接続者に対して普及活動を積極的に行い、水洗化人口及び有収水量の増加を目指していきます。

また、資本費平準化債・公営企業会計適用債等を有効に活用し、経営の効率化・安定化を図っていきます。

施設の老朽化対策としては、平成 26 年度に国の補助事業の農山漁村地域整備交付金を活用し、施設機能診断を行い、ライフサイクルコストの検証を図り、「茂原市農業集落排水施設最適整備構想」を策定しました。この構想を基に、ストックマネジメントシステムの構築を図るため、国・県の補助事業である農業集落排水資源循環統合補助事業（機能強化事業）等を活用し、令和 3 年度より農業集落排水施設の更新を行っています。さらには、令和 6 年 4 月 1 日より地方公営企業法を適用することにより、さらなる経営の効率化を目指します。

※経営比較分析表（令和 3 年度決算）を一部加筆・修正

3. 公営企業とは

3-1. 地方公営企業とは

地方公共団体は、水の供給や下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っています。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼びます。

3-2. 地方公営企業法とは

地方公営企業は、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の規定が原則として適用されます。しかし、主として一般行政事務を規律することを目的として設けられているこれらの規定を、下水道事業に全面的に適用したのでは、効率的・機動的な事業運営を行うことが期待できない面があります。

そこで、効率的・機動的な事業運営を行う上で障害となる規定の適用を排除し、事業の実態に即した法規範として制定されたのが「地方公営企業法」です。これにより、地方公営企業が企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることが期待されています。

3-3. 地方公営企業を取り巻く環境の変化

時代は事業・サービスの拡充期から人口減少社会へと転換し、住民にとって当然利用可能なインフラ施設の更新についても縮小傾向に向かっています。そのようななか、地方公営企業は、住民に対し安全・安心なサービスを提供できるよう経営革新や経営判断に必要な損益の認識、資産・負債の把握等を正確に行わなければなりません。

3-4. 財務規定等の適用範囲の拡大の意義

茂原市では、今後、施設の大量更新時代を迎えることにより、施設の建設に加えて、更新、維持管理に多額の費用を要することが想定されます。一方、国・地方の財政が厳しさを増す現在、地方公営企業に対する一般会計負担の更なる拡大には限界があります。

こうした中、住民向けサービスの安定的供給に支障が生じないようにするためには、費用把握・財源確保を適時適切に行うことが重要です。その前提として、現在保有している資産の価値、及び当該資産に対応する財源を把握し、適正な使用料水準を設定することが必要です。

これらの背景から、資産価値や事業ごとの損益が明確にならない単式簿記・現金主義の官公庁会計方式には限界があるため、地方公営企業法に基づく複式簿記・発生主義の公営企業会計を適用し、健全な農業集落排水事業経営を推進していく必要があります。

4. 法適用化の基本方針検討

4-1. 地方公営企業法適用の効果

●適正な原価と使用料設定の検討

【法適用の効果】

- ・ストック情報の的確な把握により適切な更新計画の策定が可能となる。
- ・損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能となる。
- ・比較可能で財政状況を把握しやすい会計の採用、開示の充実により、住民や議会によるガバナンスの向上が期待できる。

法適用化を行うと、「発生主義の採用」、「複式簿記の採用」、「損益取引と資本取引との区分」、「決算の早期化」、「使用料対象原価の明確化」が行われ、経営成績や財政状況の明確化が可能となり、適正な料金設定等が可能となります。

●住民サービスへの迅速な対応を可能とする弾力的な経営

【法適用の効果】

- ・経営の効率化
- ・行政サービスの向上

法適用化を行うと、「予算に拘束されない弾力的な支出（法第24条第3項）」、「効率的・機動的な資産管理（法第33条、40条、令26条の5）」、「職員の経営意識の向上」が行われ、弾力的な企業経営が可能となります。

「効率的・機動的な資産管理」の一例として、大規模な管渠やポンプ場設備更新が生じる場合等において、議会の議決によることなく、地方公営企業の予算と管理者の権限により、効率的、機動的に取得することができるようになります。また、管路やポンプ場といった下水道施設用地について、その用途又は目的を妨げることなく収益確保ができる場合には、貸し付けることができるようになります。

4-2. 対象事業

茂原市では、農業集落排水事業を法適用の事業対象とします。なお、公共下水道事業は平成31年4月1日より地方公営企業法が適用されています。

4-3. 法適用の範囲

地方公営企業法は地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特別法であり、地方公共団体が経営する企業に同法が適用される場合は、組織について原則として管理者を設置し、財務については、発生主義に基づく公営企業会計方式による経理と管理者による出納等が行われます。また、職員の身分取扱いについては、法の全部適用（以下「全部適用」という。）を行う場合は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地方公営企業労働関係法」という。）が適用され、法の一部適用（以下「一部適用」という。）の場合は、法適用前と同様に地方公務員法が適用されます。

農業集落排水事業は、条例により全部適用又は一部適用が選択できる「任意適用事業」であるため、その方針を定める必要があります。なお、当面は一部適用を行い、後に全部適用に移行するような段階的な法適用も可能です。

全部適用、一部適用の適用範囲の違いは表 4-1 のとおりです。

表 4-1. 法適用の分類

適用範囲	内 容
全部適用	財務（公営企業会計）、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが適用される。
一部適用	財務（公営企業会計）規定のみ適用される。

4-4. 茂原市における法適用範囲等

下水道事業は、「一般行政との関連性を考慮する必要があることから、会計管理者に一部事務委任して一元的に会計事務等を執行することが合理的と判断した。（平成 28 年 3 月『茂原市公共下水道事業法適化基本計画策定支援業務報告書』より）」との理由から一部適用を採用しています。農業集落排水事業も下水道事業と同様、一般行政との関連性を考慮する必要があることに加え、公共下水道事業に比べ事業規模が小さく、職員が少ない状況であり、農業集落排水事業単体で全部適用を採用するメリットが少ないことから公共下水道事業と同様の一部適用を採用するものとします。

人口減少を考慮した使用料収入の検討や効率的な改築更新・維持管理等の¹アセットマネジメントを実践していくためには、公共下水道事業と農業集落排水事業が一体となって事業運営を行うことがより効率的です。しかし、組織替えのためには、検討に時間を要することや、農業集落排水事業が法適用を行ったばかりで、事務に慣れるまで時間がかかることもあり、農業集落排水事業が法適用を行う予定の令和 6 年 4 月の時点で組織替えを行うことは難しいと想定されます。そこで、まず、法適用の段階では経済環境部のまま一部適用を行い、公共下水道事業、農業集落排水事業が企業会計運営に慣れてきたときに再度、下水道課、農政課内で組織体制等を見直すとともに、スリム化等を検討し、効率的な事業運営を図っていきたいと考えています。なお、法適用の準備段階で、農業集落排水事業の都市建設部への所管替えに係る協議が整った場合は、法適用の段階で組織替えも行うことも考えられます。

¹ アセットからの価値を実現化する組織の調整された活動（（一社）日本アセットマネジメント協会）

4-5. 会計管理者への事務委任について

地方公営企業法第9条11号に規定されているとおり、管理者の担任する事務として、出納その他の会計事務があります。法適用前に下水道事業に関する出納及びその他の会計事務については、会計管理者の権限で行っていましたが、全部適用においては、企業出納員（現金取扱員も設置することが可能）を設置し、これらの事務について担当する必要があります。そのため、出納及びその他の会計事務の処理に関する必要な企業管理規程等（施行規則第2条）に定めるとともに、組織体制を整える必要があります。なお、一部適用の場合は、地方公営企業法第34条2項の規定に基づき、出納その他の会計事務及び決算に係るものの一部を会計管理者に委任することができます。「出納その他の会計事務及び決算に係るもの」を、条例で定めるところにより、会計管理者に行わせることができ、「出納その他の会計事務及び決算に係るもの」は、一般的に以下のように整理できるとされています。

- ① 公金の収納又は支払に関する事務
- ② 公金の保管に関する事務
- ③ 事務用消耗品等の一括購入に係る出納及び保管に関する権限
- ④ 物品の出納及び保管に関する事務
- ⑤ 有価証券の出納及び保管に関する事務
- ⑥ 支出負担行為に関する確認を行うこと
- ⑦ 現金及び財産の記録管理に関する事務
- ⑧ 決算に係る権限

予算の予備手続としての実地たな卸しの実施、決算整理記入等を含み、また、決算報告書又は損益計算書等の財務諸表の作成に関する事務に係る権限を含むものである。

※下水道事業における公営企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015年版- P.136

地方公営企業法の適用に際して一部適用して会計管理者に委任する団体においては、会計管理者に委任する事務について、これらを参考にしながら、各団体における「出納その他の会計事務及び決算に係るもの」を整理し、各団体の実情に合わせて、公営企業の設置等に関する条例において、会計管理者に委任する事務を定めています。

既に法適用済みの下水道事業では、以下に示す4つの事務が会計管理者へ委任されています。農業集落排水事業においても下水道事業と同様、以下の事務を会計管理者へ委任することとします。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 支払に係る手続の審査に関する事務
- (4) 下水道事業出納取扱金融機関等に対する検査及び必要な措置の要求に係る権限

5. 固定資産調査・整理

5-1. 茂原市における資産整理手法

設計書から工事毎管種口径別延長（スパン単位）・設備機器単位で工事金額を算出する手法（詳細整理手法）は、標準整理手法に比べ、資産整理に多くの時間と労力を要し、法適用後も継続的に固定資産台帳を維持・更新するには多くの負担を町の職員に強いることが想定されます。また、法適用時点の公営企業の体制が今後、公営企業会計を運用していくにつれ変わる可能性があることなどを考慮すれば、固定資産台帳の維持・更新にあたり委託を行わなければならないことも想定され、コスト増の可能性も考えられることから、「標準整理手法（下水道台帳等により実体資産との突合も行う場合）」を茂原市における資産調査手法とします。この手法を採用することにより、資産の管理が実態と即したものとなるとともに、除却資産においても確実な特定を行うことができます。また、運用性（事務負担）と経済性（コスト）のバランスがとれており、効率的な資産管理事務を継続していくことが可能となります。

5-2. 資産の整理の単位について

●管路施設資産

工事単位で資産整理を行います。

●処理施設・ポンプ場施設資産

処理施設・ポンプ場施設の資産の整理単位は、表 5-1 のとおりです。

表 5-1. 処理施設・ポンプ場施設資産の整理単位

固定資産科目	施設分類	資産整理単位
1. 建物	建築構造物/建築機械設備/建築電気設備	棟単位
2. 構築物	土木構造物	主要施設単位
	場内整備施設	主要施設単位
3. 機械及び装置	機械設備	主要機器単位
	電気設備	主要機器単位

●その他固定資産

その他固定資産の整理単位は、表 5-2 のとおりです。

表 5-2. その他資産の整理単位

固定資産科目	資産整理単位
土地	公有財産台帳で管理されている単位
建物	1 棟単位
車両運搬具	1 台単位
工具、器具及び備品	主要備品単位
リース資産	1 契約単位
無形固定資産	1 契約単位

6. 法適用化準備の課題整理

6-1. 他部局との調整事項

法適用により、現行の条例・規則や経理方法等が大幅に変わるため、関係部局とも様々な調整を行う必要がある一方で、移行事務については通常の事務と並行して行うため、時期及び協議内容を明確にして、効率的に行う必要があります。主な調整部局として、財政部局、総務部局、会計・監査部局等があります。

6-2. 予算編成に伴う調整事項

公営企業会計の予算は、事業の効率的運営に重点が置かれ、支出の規制に重点が置かれた拘束性の強い一般会計等予算と異なったものとなっています。企業の経済性を発揮するため、収入を可能とする効率的な支出を見積もるという観点に立ち、予算を編成することとなります。

予算に記載すべき事項については、地方公営企業法施行令（以下「令」という）第17条第1項各号に、様式については、則第45条及び別記第1号に定められており、各条文の形式をもって示すいわゆる文言形式となっています。

支出の規制に重点を置き、現金の収支を基準とした歳入歳出予算が中心となる従来の官公庁会計の予算と比較して、法適用年度において作成する公営企業会計の予算は、事業の効率的運営に重点を置き、発生の事実を基準として、収支を、収益的収入・支出と資本的収入・支出に区分する必要があります。

新予算編成に当たっては以下の内容を検討する必要があります。

- ・ 予定される予算経理及び仕訳の整理
- ・ 勘定科目案の作成の支援
- ・ 予算科目案の作成の支援
- ・ システムベンダとの協議同席・調整の支援

6-3. システム導入に伴う調整事項

法適用後の各種システムの取り扱いは表 6-1 のとおりです。

表 6-1. 法適用後の各種システムの取り扱い

システム	既存システムの概要（現在）	法適用後の取扱い
会計システム	官公庁会計方式による財務会計システム	公営企業会計方式の公営企業会計システムの導入
契約管理システム	契約などの執行管理を行うシステム（農政課での使用なし）	検討中
人事給与システム	職員の人事・給与の管理を行うシステム（農政課での使用なし）	検討中
例規システム	条例・規則等のデータベース	従前どおり
起債管理システム	起債管理を行うシステム	公営企業会計システムと一体で導入

6-4. 打切決算に伴う調整事項

法適用に当たり、法適用日の前日をもって従前の特別会計の会計年度を終了させ、打切決算を行う（令第4条）。法適用日の前日の属する会計年度の出納は、同日をもって閉鎖し、当該会計年度の決算は従前の例により行うこととなります（令第4条第1項本文後段）。

打切決算は従前の決算方式により会計管理者が行うこととなるが、決算後に公営企業会計に切り替わるため、いくつかの特例的な経過措置があります。

また、打切決算に当たり、法適用日の前日の属する会計年度の歳入が歳出に不足する場合は繰上充用ができないため、歳入不足額として法適用前年度の決算に計上します。

打切決算に当たっては以下の内容を検討します。

- ・経過措置の検討
 - 一時借入れについての措置
 - 予算繰越等の経過措置
- ・決算書の作成支援
- ・決算書における歳入歳出差額の処理案の作成

6-5. 金融機関・税務署との調整事項

出納取扱金融機関等の指定と告示出納事務は原則として管理者（財務適用の場合は地方公共団体の長）が行いますが、必要がある場合は、長の同意を得て指定した銀行等の金融機関に公金の収納及び支払事務の一部や、公金の収納の事務の一部を取り扱わせることができます。この場合、収納及び支払事務の一部を取り扱わせる金融機関を「出納取扱金融機関」、収納事務の一部を取り扱わせる金融機関を「収納取扱金融機関」といい、自治法上の「指定金融機関」に相当する制度となっています。また、これらの金融機関における公金の取扱いの適正を期するため、管理者による検査や監査委員による監査を行うことができることも指定金融機関の制度と同様です。

他方、指定金融機関は、自治令第168条の規定により、一の団体が複数の指定金融機関を指定することはできないのに対し、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関についてはこのような規定がないため、複数の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を指定することができます。収納取扱金融機関については、利用者の料金納入の利便性等を考慮して複数設置することも意味があるといえます。

なお、複数の出納取扱金融機関を設けた場合には、管理者はそのうちの一つを「総括出納取扱金融機関」に定める必要があります。また、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関を定めた場合や変更した場合にあっては、その旨を告示しなければなりません。

6-6. 制定・改正を要する条例・規則等の把握

法適用により様々な条例・規則等の制定・改正が必要となります。また、全部適用か財務適用かにより、制定・改正を要する条例・規則等は異なりますので、条例・規程例や既に法適用を実施した団体の条例・規則等を参考に、制定・改正が必要な条例・規則等をリスト化するなどして、事前に把握しておくことが必要です。

なお、他団体の条例・規則等については、各団体のホームページなどに掲載の例規集等から入手することができますが、法の適用範囲（全部適用か財務適用か）や、人口規模や事業規模が類似する団体の条例・規則等を参考に把握することが有用です。

また、条例・規則等のほか、パブリックコメント手続要綱などの各種要綱の改正等が必要な場合もありますので、併せて把握しておきます。

7. 職員研修方針の検討

法適用により業務上必要となる知識の習得及び職員の経営意識の醸成を目的として、茂原市の農業集落排水事業等に携わる職員を対象とした職員研修会を実施します。

法適用の準備期間には職員の知識向上のために、農業集落排水事業に係る職員を含め関連する職員に対して研修を実施する必要があります。公営企業会計の仕組など初歩的な内容からはじめ、準備作業の内容が実務的になるにつれ、公営企業会計における日常処理、予算の考え方、決算処理など実務的な内容へと発展させ、担当職員の知識向上及び意識啓発を図ります。

なお、これらの研修は、公認会計士、公営企業会計の移行事務を経験した専門技術者や資産管理に精通した下水道（農業集落排水）技術者及び各種システムに精通した技術者等により実施し、実施回数は3回（令和4年度に1回（実施済み）、令和5年度に2回）を予定しております。

8. 業務工程計画の策定

法適用時期は令和6年4月1日とし、法適用までのスケジュールは表 8-1 のとおりです

表 8-1. 法適用スケジュール

工種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用基本方針策定				法 適 用
固定資産台帳整備				
移行事務支援				
公営企業会計システムの導入				

茂原市農業集落排水事業
法適用基本方針
【概要版】

令和5年(2023年)3月
茂原市 経済環境部 農政課